

東京都市計画都市再生特別地区の変更（東京都決定）

都市計画都市再生特別地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物その他の 工作物の誘 導すべき用途	建築物の容積率 の最高限度	建築物の容積 率の最低限度	建築物の建 ぺい率の最 高限度	建築物の建築 面積の最低限 度	建築物の高さの 最高限度	壁面の位置の制限	摘 要
都市再生 特別地区 (大崎駅西口 A地区)	約 1.8 ha	—————	65/10	40/10	6/10	200㎡ ただし、公益 上必要な建築 物等について はこの限りで はない。	高層部： TP+ 143 m 低層部： TP+ 40 m	建築物の外壁又はこ れに代わる柱は計画図 に示す壁面線を超えて 建築してはならない。た だし、次の各号の一に該 当する建築物等はこの 限りではない。 (1) 道路上に設けられた 横断歩道橋又は歩行者 デッキと接続する歩行 者デッキ及び歩行者デ ッキ上に設けられた歩 行者の安全性を確保す るために必要な上屋、 庇の部分その他これら に類するもの (2) 道路と接続する歩行 者用の通路及び車路そ の他これらに類する用 途に供するもの (3) 公益上必要な建築物 等で当該建築物の敷地 内に存するもの	
その他の既決定の地区	面 積	位 置							
都市再生特別地区 (大崎駅西口E東地区) 小 計	約 2.4 ha	品川区大崎二丁目及び大崎三丁目各地内							
合 計	約 4.2 ha								

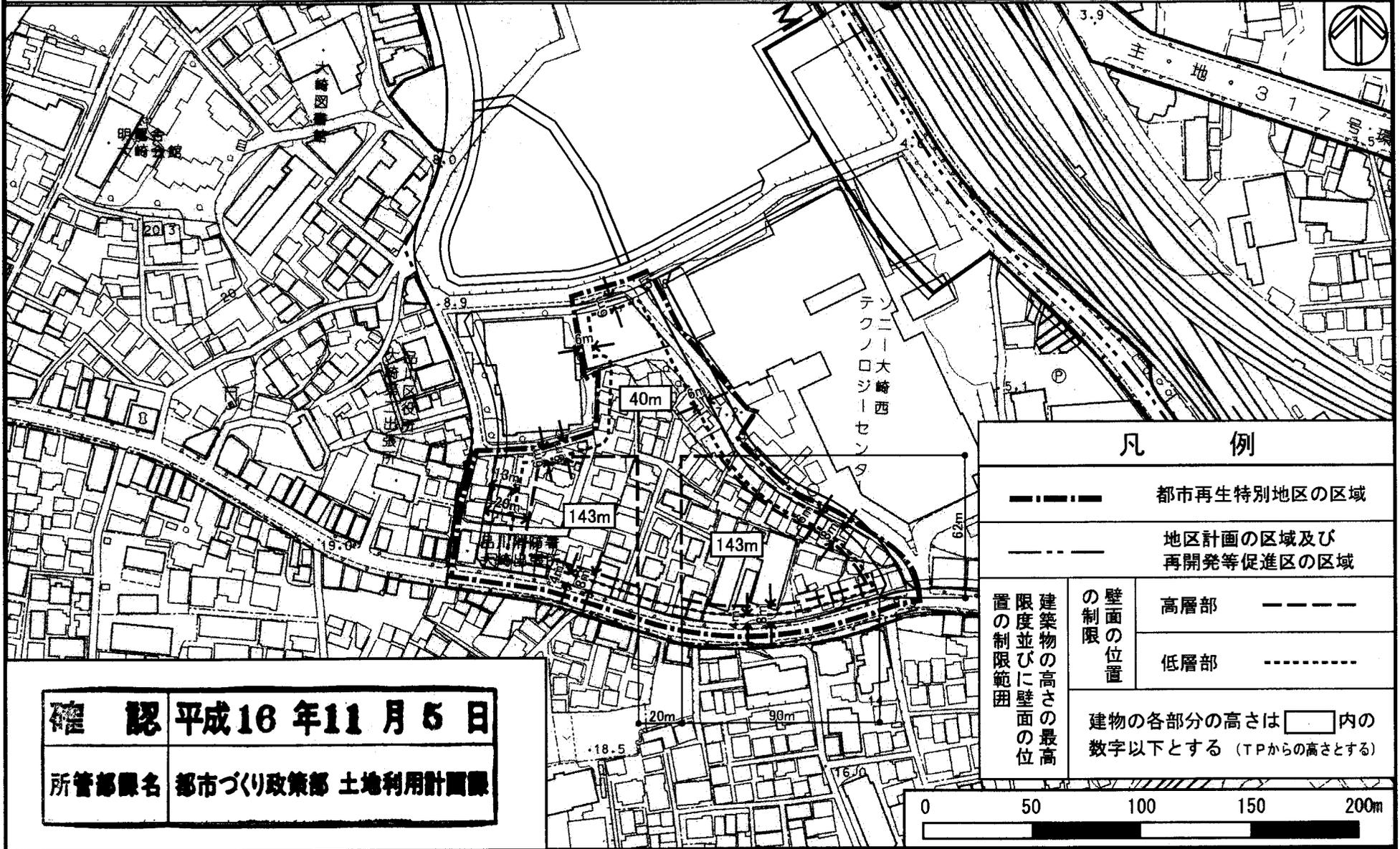
「位置、区域、建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。」

理由： 社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市再生特別地区を変更する。

東京都市計画都市再生特別地区 計画図

[東京都決定]

縮尺 1 / 2500



凡 例

<p>----- 都市再生特別地区の区域</p>	
<p>- . - . - 地区計画の区域及び再開発等促進区の区域</p>	
<p>壁面の位置 の制限</p>	<p>高層部 -----</p>
	<p>低層部 -----</p>
<p>建築物の高さの最高限度並びに壁面の位置の制限範囲</p>	
<p>建物の各部分の高さは [] 内の数字以下とする (TPからの高さとする)</p>	

確認 平成16年11月5日

所管部署名 都市づくり政策部 土地利用計画課

